

川崎町

# 子ども読書活動推進計画



平成25年1月

川崎町教育委員会

## はじめに

次世代を担う子どもたちが、明日への希望を持ち、夢を語り、学ぶ意欲を見出していくためには、様々な体験活動を通して、感性を磨き、表現力、創造力を高めて、豊かな心を培うことが必要ではないかと思われまます。とりわけ、読書活動は子どもが文字やことばに触れることによって、自らの言葉や表現を豊かにするとともに、その心を豊かにします。

しかし、近年、テレビ、インターネット、テレビゲームなどの影響や子どもの生活環境の急激な変化、幼い頃からの読書経験の不足等から、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」、国語力や対話による問題解決能力の低下が指摘されています。また、多発している子どもの悲惨な事件についても、バーチャルな体験と現実との違いを判断できなかつたり、幼い頃から家族等とのふれあいやコミュニケーションが足りないまま成長したことによって、相手の心の痛みを理解出来なかつたりすることに起因しているものが数多く発生しています。

「川崎町子ども読書活動推進計画」は、このような状況の中で、子どもたちの読書環境を整備し、子どもと本との出会いを学校、家庭、地域、行政がそれぞれの立場から作り出していくことを目指して策定いたしました。この計画は、子どもたちの健やかな成長を支える読書を川崎町全体で手をつなぎ支えていくものです。次代を担う子どもたち一人ひとりにとって、読書活動が本当に自由に楽しいものとなり、より心豊かでたくましい人間へと成長していく一助となることを願ってやみません。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご協力いただきました方々に厚く御礼申し上げます。

川崎町教育委員会教育長 松本 安正

# 目次

第1章	計画策定にあたって	1
	(1) 子ども読書活動推進の意義	
	(2) 国・県の動向	
第2章	計画の基本的な考え方	2
	(1) 子どもが読書に親しむための諸条件の整備	
	(2) 家庭、地域、学校、行政を通じた社会全体での取り組みの推進	
	(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及と啓発	
第3章	計画の対象と期間	2
第4章	子ども読書活動の推進のための施策	3
	(1) 家庭、地域における子どもの読書活動	3
	(2) 小・中学校における子どもの読書活動	4
	(3) 幼稚園・保育園における子どもの読書活動	5
	(4) 町立図書館における子どもの読書活動	5
資料		
	(1) 用語解説	8
	(2) 子どもの読書活動の推進に関する法律	10
	(3) 川崎町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	14
	(4) 川崎町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	16

## 第1章 計画策定にあたって

### (1) 子ども読書活動推進の意義

今日、子どもたちを取り巻く社会環境は急激に変化し、インターネット、携帯電話などの情報メディアの発達や普及に伴い、子どもの「活字離れ」や「読書離れ」が進み、また、核家族化に伴いコミュニケーション能力の低下などをもたらしていると指摘されています。こうした状況の中で子どもたちは、自ら考え行動していくことが求められています。

これらの解決手段のひとつとなりえる子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし人生を深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。」と「子ども読書活動の推進に関する法律」の基本理念に謳われ、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要なことと位置づけられています。

身体的な遊びが肉体的な成長に必要であると同じように、読書は子どもの成長にとって必要な遊びのひとつです。読書に親しみ、物語の世界で遊ぶ中で、様々な間接体験により人間らしい喜びや悲しみ、怒り、恐れなどを感得していきます。

今後、すべての子どもがあらゆる機会と場所で、自主的に読書活動を行うことができるよう支援することが大切です。

### (2) 国・県の動向

すべての子どもが読書を楽しみ喜びを感じることができるよう、子どもの主体的な読書活動を支えるための条件整備が求められています。

平成13年12月には「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、その中で国と地方公共団体は子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、公表することを定めています。そして平成14年、国はこの法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次基本計画）」を策定し、県は平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画（第一次計画）」を策定し、子ども読書活動の推進に取り組んできました。

その後、国は第一次基本計画の成果や課題を踏まえ、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次基本計画）」を策定し、県においても平成22年3月に「福岡県子ども読書推進計画（改定版）」を策定し、これまでの基本方針を継承しつつ今後おおむね5年間にわたる施策の具体的な方向性を明らかにしました。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### (1) 子どもが読書に親しむための諸条件の整備

子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけるには、子ども自身が読みたい本を求め、見つけていくための環境づくりが欠かせません。そのためには、家庭、地域、学校、行政は、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために本を身近に整えることが大切です。

このような観点から町は子どもが読書に親しめる機会の提供に努めていきます。

### (2) 家庭、地域、学校、行政を通じた社会全体での取り組みの推進

子どもに読書の楽しさを伝えるためには、家庭、地域、学校、行政がそれぞれ担うべき役割を果たし、また、それぞれが相互協力を図りながら緊密に連携し取り組んでいくことが大切です。このような観点から町は、家庭、地域、学校それぞれが連携・協力して子どもが進んで読書活動ができるよう読書の楽しさを伝える場と人に関する情報の提供に努めていきます。

### (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について住民に広く理解と関心を求める必要があります。

そのためには、まず大人が読書に対する関心を持つことが必要です。そして、大人が子どもの読書活動を推進する気運を高めていき子どもが読書活動への理解と関心を深めることが大切です。

このような観点から町は、読書の意義や重要性についての普及と啓発に努めていきます。

## 第3章 計画の対象と期間

計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

また、期間は平成25年度より平成29年度までの5年間とします。

## 第4章 子ども読書活動の推進のための施策

### (1) 家庭、地域における子ども読書活動

家庭は、子どもを健やかに育む大切な場所です。また、自発的に本を手にとることのできない乳幼児のときから、保護者が子どもに語りかけたり、絵本を読み聞かせたりすることなど、子どもが読書習慣を身につけることができる場でもあります。

一方、地域では子どもが本に親しみ読書活動に興味や関心を持つために、多くの人々が活動しています。本町でも核家族化が進み親の子育てに対する考え方も多様化しています。家族以外の地域の人々とのふれあいの中で、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが大切です。

#### ① ボランティアの育成と活動支援

地域での読書環境を充実するためには、子育て支援や子ども読書活動に関するボランティアグループの役割、及びその活動がとても重要です。グループの活動状況や課題を把握し継続してボランティアの育成を図るとともに関連施設や他団体との連携による活動を支援していきます。

#### ② 読み聞かせの推進

地域で行われている読書活動や関連事業を支援し、特に読み聞かせなどの開催機会や内容充実のための支援を行います。

#### ③ ブックスタートの推進

現在、本町では生後4カ月の乳幼児とその保護者を対象に乳幼児が絵本と出会い親子の絆を深めるブックスタートを行っています。今後も参加後のフォローなどを検討しながら継続して行っていきます。また、保健師・栄養士による育児相談・栄養相談も継続して、幅広く子育て支援事業として取り組んでいます。

#### ④ 放課後児童クラブにおける読書活動

図書館を利用して、伝記・童話・図鑑など子どもが興味を持つような本を並べ子どもは自由に読書できるように、また、子どもたちの読書活動をさらに推進するために優良図書などを紹介しながら遊びの中

で本とふれあい本に親しむ環境をつくっていきます。

#### ⑤ 広報の充実

みんなで子どもの読書活動を支えていくためには、図書館のホームページの開設や広報誌、パンフレットを活用し広く情報発信するとともに「春、秋の読書週間」などの機会に講演会や研修会を開催します。また、親子や家族ぐるみで楽しめる事業をおこなうなど子どもの読書の習慣化を促すような広報活動に努めていきます。

### (2) 小・中学校における取り組み

現在、小・中学校では、「総合的な学習の時間」をはじめ、様々な教育の場において読書活動を取り入れた教育活動を行っています。学習指導要領においては、各教科における調べ学習などを通して「自ら学ぶ力」の育成を目指して学校図書室の活用促進が示されており、学校図書室には、学習支援とともに子どもの自発的な読書活動を支援する役割が求められています。また、各学校の実態を踏まえ図書館やボランティアグループなどと連携した読書活動の推進に努めます。

#### ① 学校図書室の活用

子どもの読書活動を推進するには学校図書室の役割が大きいといえます。これまで小・中学校では、国語科の教育指導を中心に読書指導が行われてきましたが、平成14年度から「総合的な学習の時間」が本格的に開始され、以前よりも児童生徒が調べ学習を通して読書活動に取り組む時間が増えています。また、調べ学習をしたり、好きな本を読んだり多くの本と出合う場として学校図書室の果たす役割は、益々重要なものとなっています。学校図書室の蔵書充足率は、ほとんどの小・中学校で100%を満たしていますが、さらに充実を図り子どもにとって魅力的な図書室になるように努めていきます。

#### ② 読書活動

学校教育の中で、児童・生徒に読書を習慣化させることは、豊かな人間性を育む「心の教育」を推進するために極めて重要です。現在、実施している「朝の10分間読書」やボランティアグループによる「読み聞かせ」などは、児童・生徒が読書で喜びや悲しみ、不思議さなどを様々な感情に触れながら豊かな心を育む機会をつくります。そのため、子どもの実態や各学校の状況等を考慮しながら定期的・継

続的な読書活動を一層推進します。

### (3) 幼稚園・保育園における子どもの読書活動

幼稚園・保育園は、子どもにとって初めての集団生活をする場であり、みんなで絵本や物語を見たり聞いたりする楽しさを経験する場でもあります。また、本との出会いが広がる可能性を持った場所です。就学前の子どもに対する読書の働きかけは、読み聞かせが中心となります。幼稚園教諭や保育士が年齢に応じた絵本や物語を読み聞かせることを通して読書で喜びや悲しみ、不思議さなどさまざまな感情に触れながら豊かな心を育む機会をつくります。さらに、図書館を利用して多くの本に出会えるような環境づくりに努めます。

### (4) 町立図書館における子どもの読書活動

図書館は、子どもが自分の意思で自由に本を選び、読書したり調べものをしたり、また本を借りたりできる場所です。そして、保護者や読書ボランティアにとっては、子どもに与えたい本を選んだり、子どもの読書に関して相談したり一緒に読書ができる場所です。

子どもの読書活動を推進することは、図書館の重要な役割です。また、小さな子どもを連れてでも利用しやすいような、設備の充実を図っていきます。

#### ① 子どもの読書活動

町立図書館では、子どもの読書活動の場の広がり読書体験を深めるため、ブックスタート事業による支援や読書ボランティアと協力しておはなし会、「子ども読書の日」における取り組み、講師を招いてのセミナーなど読書に関する行事を開催しています。また、小学生による図書館体験職員や中学生の職場体験の受け入れを行い、図書館が本を読むだけでなく「学ぶ、楽しむ、ふれあう場所」として、子どもに認識されつつあるといえます。

今後は、これからの読書活動に関する事業の周知を図り、より幅広い年齢層の参加を目指すとともに子どもが楽しみながら自発的にかつ継続的に読書活動を行える場の取り組みを継続していきます。

#### ② 図書館ネットワークの活用

福岡県では福岡県図書館協会への加入図書館が、相互に連携・協力し合うことで、図書資料や情報について相互利用や協力活動を行っています。この協会には、公共図書館だけでなく多くの学校図書館も加



入しているため、幅広い分野の図書を借りることができ、子どもの読書活動を推進する上で大変重要な役割を担っています。

### ③ ボランティア団体との連携

現在、川崎町内で活動しているボランティア団体により月一回土曜日に「おはなし会」を行っています。今後は、さらに多くのボランティア団体の育成を図るとともに、図書館員とボランティア団体、ボランティア団体同士の連携を図ることに努めます。

### ④ 幼稚園、保育園、小・中学校との連携

図書館では、小学校に配本ネットワーク事業により定期的に図書資料を配本しています。さらに、学校の要望に応じたレファレンスサービスもしており幅広い学習を提供するための一助となっています。しかし、幼稚園、保育園、中学校については、配本の要望がないため未実施です。今後は、子ども読書活動に関する事業の周知を図るとともにもっと連携を深めることに努めます。

また、各所からの要望に応えるためには資料のさらなる充実と人材の支援が必要となります。そのため今後は、子ども読書活動にかかわる関係機関やボランティア団体との交流・連携をもっと実施し情報の共有化を図りより効果の高い事業の推進に努めていく必要があります。

### ⑤ 子供向けコーナーの充実

子どもから大人への転換期にある12歳から18歳までの子どもを対象にして、興味・関心や心理に配慮した図書館資料を揃えたヤングコーナーの充実を図っていきます。

また、自由研究、課題図書、指定図書など児童書に関する情報を提供しているテーマ別図書コーナーの設置も計画していきます。さらに、子どもや保護者、読書ボランティア等が利用しやすいよう内容の充実に努めていきます。

### ⑥ 広報活動の促進

町が発行する広報誌で新着本案内や図書館案内（毎月の行事）を紹介しています。また、今後は図書館ホームページの開設をし、図書館の利用方法、行事紹介、新着本案内により読書に関心を持たせ図書館の積極的な活用を促し、子どもの読書活動の大切さについて社会的理解を求めていきます。

# 資 料

## 用語解説

### アンビシャス広場

アンビシャス広場は、地域に大人達が見守る中で子ども達が放課後に色々な年齢の友達と一緒に遊んだり、話をしたり、学習をしたり、様々な体験をすることを目的にしています。

### おはなし会

おはなし会は、子ども達を集めて絵本の読み聞かせなどを行うイベントの事。川崎町では図書館や子育て支援センターなどで定期的に行われています。

### 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、昼間保護者の家庭にいない児童を対象に、放課後や長期休暇中、健全に放課後を過ごせるように、遊びを主体とした活動を行います。正式名称は「学童保育」だが、行政においても「放課後児童クラブ」という名称を使用することが一般的です。川崎町では 5 つの放課後児童クラブが活動しています。

### 子ども読書の日

子ども読書の日は「こどもの読書活動の推進に関する法律」に基づき 4 月 23 日と定められています。

また、全国にある大多数の公共図書館ではこの条文の趣旨に基づき、子ども読書の日またはその前後に子どもを対象にした読書に関するイベントなどを実施します。

### 調べ学習

「自ら学び自ら考える」自主的、自発的な学習。学び方を学ぶ学習として、子ども自分自身の力で課題を設定し、その課題の解決に向けての学習計画を立てて、調査・研究をし、解決を図っていく学習形態です。

## 読書週間

読書週間は、10月27日から11月9日までの2週間にわたり、全国で読書を推進する行事が行われる期間です。

## ブックスタート

ブックスタートは、赤ちゃんとその保護者に絵本を開く体験と一緒に絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。

1992年にイギリスのバーミンガムにおいて取り組みが始まり、日本でも2001年から市町村自治体の事業として行われている。川崎町では乳児健診の会場で住民ボランティア、図書館職員、子育て支援センター職員、保健師などが活動に携わり絵本やリーフレットを手渡しています。

## 読み聞かせ

読み聞かせは、主に乳幼児期から児童の子どもに対して、保護者や保育士、司書や教師が絵本などを見ながら音読する行為である。乳幼児期の情操教育・文字の習得などに効果があるとされる。年齢が上がっても読書への導入としても有効であり、集中して話を聞く訓練にもなります。

## レファレンス業務

何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が求められている情報あるいは資料を提供ないし提示する事によって援助すること。図書館利用者に対する利用案内（指導）と情報あるいは資料の提供の二つに大別されます。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体と

の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## ○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4、学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



川崎町教育委員会告示第4号

川崎町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年5月1日

川崎町教育委員会

川崎町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要項は、川崎町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、子どもの読書活動の推進、充実及び環境整備を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他策定委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、教育委員会が委嘱する10名以内の委員で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員に委嘱された日から平成25年3月31日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

## 川崎町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

### (委員)

構成・職名	人員
社会教育委員	4名
学識経験者	1名
有識者	3名

### (オブザーバー)

筑豊教育事務所 社会教育室	1名
---------------	----

### (事務局)

教育長	1名
社会教育課長	1名
図書館係長	2名

## 川崎町子ども読書活動推進計画

平成25年1月

発行 川崎町教育委員会 社会教育課 図書館係

〒827-0003

福岡県田川郡川崎町川崎425番地2

川崎町立図書館 パピルスホール

TEL 0947-73-2699

e-mail tosyokan@coral.ocn.jp



川崎町キャラクター

**小梅ちゃん**